

14 酒類等製造免許場数の推移

(単位:場)

品目 年度	清酒	合成 清酒	連続式蒸留 焼酎	単式蒸留 焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー	ブランドー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の 醸造酒等	合計	酒母	もちろみ
昭和 45	外 25	外 92	外 87	外 482	外 163	外 -	外 102	外 115	外 58	外 74	外 4	外 104	外 218	外 12	外 1,536	375	218
50	外 30	外 84	外 86	外 424	外 160	外 -	外 109	外 123	外 56	外 82	外 4	外 133	外 243	外 17	外 1,551	383	243
55	外 36	外 81	外 86	外 429	外 149	外 -	外 100	外 133	外 56	外 89	外 5	外 146	外 243	外 30	外 1,583	374	271
60	外 64	外 81	外 76	外 508	外 161	外 2	外 121	外 162	外 61	外 108	外 10	外 215	外 262	外 59	外 1,890	376	334
平成 元	外 56	外 77	外 82	外 517	外 75	外 5	外 142	外 168	外 65	外 110	外 12	外 260	外 266	外 66	外 1,901	377	353
5	外 61	外 76	外 73	外 514	外 69	外 8	外 149	外 167	外 64	外 108	外 13	外 280	外 272	外 72	外 1,926	377	362
6	外 64	外 78	外 75	外 511	外 70	外 14	外 152	外 171	外 64	外 109	外 32	外 283	外 272	外 72	外 1,967	384	359
7	外 64	外 77	外 76	外 512	外 71	外 17	外 156	外 175	外 64	外 109	外 38	外 298	外 270	外 76	外 2,003	389	354
8	外 63	外 79	外 82	外 506	外 69	外 25	外 156	外 176	外 64	外 108	外 54	外 301	外 270	外 80	外 2,033	388	354
9	外 68	外 79	外 80	外 504	外 70	外 35	外 156	外 177	外 66	外 110	外 67	外 310	外 275	外 80	外 2,077	393	356
10	外 78	外 80	外 79	外 494	外 71	外 40	外 156	外 174	外 67	外 109	外 103	外 325	外 275	外 87	外 2,138	394	356
11	外 82	外 79	外 82	外 485	外 60	外 45	外 153	外 170	外 65	外 106	外 123	外 335	外 266	外 88	外 2,139	390	354
12	外 86	外 78	外 87	外 478	外 63	外 51	外 163	外 169	外 68	外 108	外 128	外 371	外 268	外 92	外 2,210	349	352
13	外 92	外 79	外 87	外 476	外 65	外 51	外 173	外 172	外 68	外 106	外 133	外 386	外 270	外 103	外 2,261	352	348
14	外 98	外 76	外 82	外 476	外 71	外 55	外 183	外 173	外 67	外 110	外 136	外 411	外 278	外 124	外 2,340	337	345
15	外 102	外 75	外 80	外 487	外 70	外 95	外 183	外 175	外 69	外 113	外 432	外 528	外 389	外 133	外 2,931	336	357
16	外 114	外 76	外 81	外 493	外 74	外 81	外 177	外 171	外 70	外 110	外 385	外 498	外 346	外 146	外 2,822	331	374
17	外 118	外 73	外 79	外 490	外 74	外 77	外 176	外 171	外 68	外 110	外 389	外 554	外 336	外 162	外 2,857	280	388
18	外 129	外 66	外 85	外 497	外 73	外 77	外 184	外 174	外 65	外 109	外 209	外 3,354	外 3,001	外 4,797	外 14,058	264	399
19	外 138	外 65	外 81	外 503	外 74	外 80	外 190	外 184	外 65	外 112	外 2,138	外 2,230	外 2,779	外 4,451	外 13,290	254	405
20	外 137	外 64	外 79	外 508	外 72	外 83	外 184	外 184	外 66	外 117	外 2,067	外 2,160	外 2,672	外 4,263	外 12,837	251	400
21	外 145	外 71	外 82	外 506	外 78	外 90	外 182	外 182	外 68	外 120	外 1,969	外 2,080	外 2,559	外 4,069	外 12,373	252	407
22	外 150	外 73	外 79	外 507	外 78	外 89	外 179	外 179	外 67	外 120	外 1,877	外 2,017	外 2,443	外 3,864	外 11,887	275	400
23	外 154	外 71	外 77	外 499	外 81	外 90	外 179	外 179	外 66	外 120	外 1,715	外 1,905	外 2,260	外 3,533	外 11,082	255	404
24	外 151	外 73	外 79	外 500	外 82	外 93	外 178	外 178	外 65	外 122	外 1,596	外 1,833	外 2,142	外 3,309	外 10,548	244	415
25	外 154	外 71	外 75	外 497	外 79	外 92	外 176	外 176	外 64	外 119	外 1,512	外 1,779	外 2,055	外 3,150	外 10,141	243	415
26	外 151	外 70	外 76	外 492	外 79	外 87	外 179	外 179	外 65	外 120	外 1,466	外 1,758	外 1,998	外 3,032	外 9,885	243	419
27	外 146	外 68	外 76	外 494	外 79	外 84	外 190	外 186	外 67	外 120	外 1,430	外 1,734	外 1,948	外 2,959	外 9,707	239	419
28	外 148	外 70	外 78	外 494	外 80	外 86	外 192	外 186	外 70	外 118	外 1,403	外 1,713	外 1,904	外 2,899	外 9,571	243	417
					29	179	328	328	9	16	2	113	46	270	3,184	243	417

(注) 1 本表は、主として「国税年報年報」(4月～翌年3月)によつた。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によつた。

3 平成17年度以前の品目別製造免許場数は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の製造免許場数である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び焼酎を含む。

5 一の製造場場で複数の酒類の製造免許を有しているものについて、主たる酒類の本場数をとし、その他は外場数として掲げた。

6 平成18年度以降の酒類の製造免許場数は、平成18年度の酒税法改正に伴い酒税法附則第66条第2項の規定により製造免許を要したものとみなされたものを含んでいる。

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表 1 地ビール製造免許場（者）数の推移

年 度	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
製造場数	6	24	103	209	251	264	262	239	230	263	244	234	223	211	206	201	194	190	180	179	181	180	182
製造者数	6	24	95	194	231	242	240	228	220	251	232	223	213	200	196	191	184	183	174	173	174	173	174

(注) 1 製造免許場(者)数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 平成6年4月1日以降ビールの製造免許を取得した製造場(者)で、大手ビールメーカー(5社)及び試験製造免許に係る製造場(者)を除いたものを掲げた。

※ 酒税法の一部改正(平成6年法律第24号)により、ビールの製造免許に係る最低製造数量基準が2,000㎥から60㎥に引き下げられた。

付表 2 果実酒製造免許場（者）数の推移（特定酒類（果実酒））

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28
製造場数	0	1	4	4	4	4	5	7	8
製造者数	0	1	4	4	4	4	5	7	8
認定計画数	8	12	16	19	21	22	25	35	36

(注) 1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)によりみなし適用される場合を含む。)により果実酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第28条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表3 濁酒製造免許場(者)数の推移(特定酒類(その他の醸造酒))

年 度	平成15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
製造場数	4	29	54	85	119	139	144	156	167	171	177	176	183	192
製造者数	4	28	53	84	118	138	143	155	166	170	176	175	182	191
認定計画数	11	38	58	74	85	93	108	115	121	130	137	146	152	155

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)によりみなし適用される場合を含む。)によりその他の醸造酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第28条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造するその他の醸造酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表4 果実酒製造免許場(者)数の推移(特産酒類(果実酒))

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28
製造場数	0	0	6	7	8	7	10	14	17
製造者数	0	0	6	7	8	7	10	14	17
認定計画数	13	16	20	26	30	34	39	44	52

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)によりみなし適用される場合を含む。)により果実酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第28条の2(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は2kgに緩和された。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表5 リキュール製造免許場(者)数の推移 (特産酒類(リキュール))

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28
製造場数	0	8	14	17	18	25	26	28	27
製造者数	0	8	14	17	18	25	26	28	27
認定計画数	11	19	24	32	38	40	45	51	58

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)によりみなし適用される場合を含む。)によりリキュールの製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第28条の2(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造するリキュールの製造免許に係る最低製造数量基準は1kℓに緩和された。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法)によりみなし適用される場合を含む。)である。

参考: 構造改革特別区域における酒税法の特例の概要

(特定酒類について)

構造改革特別区域内において、農家民宿等を営む農業者(特定農業者)が、自ら生産した果実又は米を原料として、果実酒又はその他の醸造酒(いわゆる「どぶろく」に限る。)を製造する場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準(いずれも6kℓ)を適用しないこととしている。

(特産酒類について)

構造改革特別区域内において、地域の特産物である農産物等を原料として単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール及びリキュールを製造する場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準(単式蒸留焼酎は10kℓ、果実酒、原料用アルコール及びリキュールは6kℓ)を果実酒については2kℓ、リキュールについては1kℓに緩和し、単式蒸留焼酎及び原料用アルコールについては、最低製造数量基準を適用しないこととしている。

15 酒類販売業免許場数の推移

(単位:場)

年月日	卸		業		業		小		業		合 計	備 考
	全 酒 類	そ の 他	全 酒 類	そ の 他	全 酒 類	そ の 他	全 酒 類	そ の 他	全 酒 類	そ の 他		
昭和 46. 3. 31 現在	1,965	外 1,316	外 1,316	4,352	外 1,198	外 147	20,756	外 1,345	143,047	147,399	13.3 酒類販売業免許制度発足	
51. 3. 31	13,738	2,731	16,469	16,469	129,976	20,856	150,832	外 14,321	150,832	167,301		
61. 3. 31	11,980	2,676	14,656	14,656	138,056	21,832	159,888	外 12,617	159,888	174,544	13.12 「酒類緩和推進要綱」(酒類小売業免許の免許要件に係る運用基 準の簡素化・明確化等)の閣議決定	
平成 2. 3. 31	11,540	3,487	15,027	15,027	139,396	22,127	161,523	外 12,594	161,523	176,550	元. 6 人口基準、抽選制の導入	
5. 3. 31	10,896	7,325	18,221	18,221	137,138	22,162	159,300	外 15,786	159,300	177,521		
6. 3. 31	10,682	7,332	18,014	18,014	137,777	22,335	160,112	外 15,542	160,112	178,126		
7. 3. 31	10,487	7,331	17,818	17,818	138,568	22,770	161,338	外 15,286	161,338	179,156		
8. 3. 31	10,200	7,274	17,474	17,474	139,403	23,003	162,406	外 14,913	162,406	179,880		
9. 3. 31	9,980	7,137	17,117	17,117	140,180	26,703	166,883	外 14,652	166,883	184,000	10. 3 「酒類緩和推進3か年計画」(酒類小売業免許に係る需給調整規則 の廃止)の閣議決定	
10. 3. 31	9,757	7,090	16,847	16,847	140,836	31,012	171,848	外 14,346	171,848	188,695		
11. 3. 31	9,546	7,081	16,627	16,627	143,718	31,377	175,095	外 14,061	175,095	191,722		
12. 3. 31	9,436	7,053	16,489	16,489	145,841	31,641	177,482	外 13,923	177,482	193,971	13. 1 酒類小売業免許の距離基準の廃止	
13. 3. 31	9,365	6,885	16,250	16,250	145,053	31,820	176,873	外 13,630	176,873	193,123		
14. 3. 31	9,210	6,773	15,983	15,983	151,343	30,679	182,022	外 13,395	182,022	198,005		
15. 3. 31	9,070	6,686	15,756	15,756	154,759	29,840	184,599	外 13,451	184,599	200,355	15. 5 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」公布	
16. 3. 31	8,630	6,469	15,099	15,099	165,915	27,311	193,226	外 13,180	193,226	208,325	15. 9 酒類小売業免許の人口基準の廃止	
17. 3. 31	8,011	6,406	14,417	14,417	171,674	25,737	197,411	外 12,597	197,411	211,828		
18. 3. 31	7,608	6,384	13,992	13,992	170,975	25,485	196,460	外 12,199	196,460	210,452	17. 8 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正 する法律」公布	
19. 3. 31	7,303	6,330	13,633	13,633	178,124	23,148	201,272	外 11,871	201,272	214,905	18. 8 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」による緊急調 整地域の指定失効	
20. 3. 31	7,111	6,262	13,373	13,373	179,624	22,250	201,874	外 11,683	201,874	215,247		
21. 3. 31	6,855	6,090	12,945	12,945	178,016	21,350	199,366	外 11,346	199,366	212,311		
22. 3. 31	6,589	5,909	12,498	12,498	176,773	7,299	184,072	外 10,966	184,072	196,570		
23. 3. 31	6,212	5,850	12,062	12,062	175,132	6,557	181,689	外 10,488	181,689	193,751	23. 4 「原簿制度改革に係る方針」(酒類販売業免許の要件緩和)の閣議 決定	
24. 3. 31	5,899	5,786	11,685	11,685	174,544	6,237	180,781	外 10,251	180,781	192,466	24. 9 酒類販売業免許の要件緩和等の適用を開始	
25. 3. 31	5,701	5,814	11,515	11,515	174,737	5,950	180,687	外 10,112	180,687	192,202		
26. 3. 31	5,571	5,919	11,490	11,490	175,356	5,750	181,106	外 10,092	181,106	192,596		
27. 3. 31	5,442	6,087	11,529	11,529	175,165	5,561	180,726	外 10,125	180,726	192,255		
28. 3. 31	5,361	6,291	11,652	11,652	174,261	5,383	179,644	外 10,203	179,644	191,296		
29. 3. 31	5,284	6,524	11,808	11,808	173,890	5,355	179,245	外 10,306	179,245	191,053		

(注) 1 本表は、主として「国総行統計年報書」(4月～翌年3月)によつた。
 2 昭和46. 3. 31現在の外書きは、卸小売業者の残たる販売業免許場数を、昭和51. 3. 31現在以降の外書きは、卸小売業者のうちで小売もできる販売業免許場数を掲げた。
 3 「卸売業」及び「小売業」の「その他」の欄は、販売できる酒類の範囲について条件の付いていない販売業免許場数を掲げた。